

4 . 介 護 保 険



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

介護保険(1)

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 被保険者	102				
(1) 被保険者の資格	102			○	
(2) 第一号被保険者数	102			○	
2. 保険料	102				
(1) 第一号被保険者	102			○	
ア. 算定	102			○	
イ. 徴収	104			○	
ウ. 減免制度	104	○		○	
(2) 第二号被保険者	104				
3. 要介護認定	105				
(1) 要介護認定とは	105			○	
(2) 要介護認定の流れ	105			○	
(3) 認定申請者数	105			○	
(4) 調査実施件数	105			○	
(5) 審査判定状況	106			○	
(6) 要介護認定者数	107			○	
4. 保険給付	108				
(1) 認定からサービスの受給まで	108			○	
(2) 給付対象サービスと利用実績	108				
ア. 居宅サービス	108				
(ア) 訪問介護	108	○	○	○	○
(イ) (介護予防) 訪問入浴介護	109	○	○	○	○
(ウ) (介護予防) 訪問看護	109	○	○	○	○
(エ) (介護予防) 訪問リハビリテーション	109	○	○	○	○
(オ) (介護予防) 居宅療養管理指導	110	○	○	○	○
(カ) 通所介護 (デイサービス)	110	○	○	○	○
(キ) (介護予防) 通所リハビリテーション (デイケア)	110	○	○	○	○
(ク) (介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)	110	○	○	○	○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
65歳～	〃	〃	〃
65歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
65歳～	〃	〃	〃
65歳～	〃	〃	〃
65歳～	〃	〃	〃
40歳～64歳	〃	〃	〃
40歳～	介護保険法	H11. 10	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃

介護保険(2)

介 護 保 険 (2)			ページ	財 源 内 訳				
				国	県	市	その他	
		(ケ) (介護予防) 短期入所療養介護 (ショートステイ)	111	○	○	○	○	
		(コ) (介護予防) 特定施設入居者生活介護	111	○	○	○	○	
		(サ) (介護予防) 福祉用具貸与	111	○	○	○	○	
		(シ) 特定 (介護予防) 福祉用具販売	111	○	○	○	○	
		(ス) (介護予防) 住宅改修費支給	112	○	○	○	○	
		(セ) 居宅介護支援 (介護予防支援)	112	○	○	○	○	
	イ. 地域密着型サービス		112					
		(ア) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護	112	○	○	○	○	
		(イ) 夜間対応型訪問介護	112	○	○	○	○	
		(ウ) 地域密着型特定施設入居者生活介護	112	○	○	○	○	
		(エ) (介護予防) 認知症対応型通所介護	113	○	○	○	○	
		(オ) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	113	○	○	○	○	
		(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	113	○	○	○	○	
		(キ) 看護小規模多機能型居宅介護	113	○	○	○	○	
		(ク) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	113	○	○	○	○	
		(ケ) 地域密着型通所介護	114	○	○	○	○	
	ウ. 施設サービス		114					
		(ア) 介護老人福祉施設サービス	114	○	○	○	○	
		(イ) 介護老人保健施設サービス	114	○	○	○	○	
		(ウ) 介護療養施設サービス	114	○	○	○	○	
		(エ) 介護医療院サービス	114	○	○	○	○	
	(3) 支給限度額			115				
		ア. 居宅サービス	115	○	○	○	○	
		イ. 福祉用具購入費	115	○	○	○	○	
		ウ. 住宅改修費	115	○	○	○	○	
		エ. 限度額を設けないサービス	115	○	○	○	○	
	(4) 利用者負担額			115				
		ア. 介護 (介護予防) サービス費	115	○	○	○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課

介護保険(3)

		ページ	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
	イ. ケアプラン作成の居宅（介護予防）サービス計画費	115	○	○	○	○
	ウ. 訪問、通所、短期入所サービスや施設を利用するサービス	116	○	○	○	○
	エ. 施設への入所サービス	116	○	○	○	○
	オ. 特定入所者介護（介護予防）サービス費	116	○	○	○	○
	カ. 高額介護（介護予防）サービス費	117	○	○	○	○
	キ. その他	117	○	○	○	○
	(5) 介護保険サービス事業所数	118		○	○	
	(6) 保険給付費の状況	119	○	○	○	○
5. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		119				
	(1) 計画の期間	119			○	
	(2) 大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会	119				
	ア. 委員の構成	119			○	
	イ. 審議会の開催	119			○	
6. 介護サービスの質の向上		119				
	(1) 介護サービス事業所の指導	119			○	
	(2) 介護サービス相談員派遣事業	120	○	○	○	
	(3) 介護保険サービス審議会の開催	120				
	ア. 委員の構成	120			○	
	イ. 審議会の開催	120			○	
	(4) サービス連絡会への参加及び大和市ケアマネージャー連絡会議の開催	120			○	
7. 介護人材の確保		120				
	(1) 訪問型サービスAヘルパー養成研修	120	○	○	○	
8. 地域包括支援センター		121	○	○	○	
9. 介護予防・日常生活支援総合事業		121				
	(1) 介護予防・生活支援サービス事業	121	○	○	○	○
	ア. 通所型サービス	122	○	○	○	○
	イ. 訪問型サービス	122	○	○	○	○
	(2) 一般介護予防事業	123				

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	老人福祉法 介護保険法	H10. 10	人 生 100 年 推 進 課 介 護 保 険 課
40歳～	老人福祉法 介護保険法	H10. 10	人 生 100 年 推 進 課 介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～	介護保険法	H12. 4	介 護 保 険 課
40歳～	〃	〃	〃
40歳～		H12. 4	〃
18歳～	大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則	H29. 3	介 護 保 険 課
65歳～	大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する 基準を定める条例	H18. 4	人 生 100 年 推 進 課
65歳～	大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則	H29. 4	介 護 保 険 課 人 生 100 年 推 進 課
65歳～	〃	〃	介 護 保 険 課 人 生 100 年 推 進 課
65歳～	〃	〃	介 護 保 険 課 人 生 100 年 推 進 課

介護保険(4)

		ページ	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
	ア. 介護予防サポーター養成講座	123	○	○	○	○
	イ. 一般介護予防普及啓発事業	123	○	○	○	○
	ウ. タブレットを活用した認知機能検査（脳とからだの健康チェック）	124	○	○	○	○
	エ. 認知症予防コグニサイズ事業	124	○	○	○	○
	オ. コグニバイク事業	124	○	○	○	○
	カ. 介護予防ポイント事業	125	○	○	○	○
	キ. 地域リハビリテーション活動支援事業（病院委託分）	125	○	○	○	○
	ク. 地域リハビリテーション活動支援事業（大和市社会福祉協議会委託分）	125	○	○	○	○
	ケ. 介護予防把握事業	125	○	○	○	○
10.	在宅医療・介護連携支援事業	126	○	○	○	
11.	認知症総合支援事業	126				
	(1) 認知症初期集中支援推進事業	126	○	○	○	
	(2) 認知症地域支援・ケア向上事業	126	○	○	○	
12.	公認心理師による認知症相談・介護者交流会事業	127	○	○	○	
13.	介護者教室事業	127	○	○	○	
14.	生活支援体制整備事業	127	○	○	○	
15.	認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業	127	○	○	○	
16.	認知症サポーター養成講座	128	○	○	○	
17.	認知症サポーター育成ステップアップ講座	128	○	○	○	
18.	認知症サポーター活動推進・地域づくり支援事業（チームオレンジ）	128	○	○	○	

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則	H29. 4	健康づくり推進課
60歳～	〃	〃	健康づくり推進課 人生100年推進課
65歳～	〃	〃	人生100年推進課
65歳～	〃	〃	〃
65歳～	〃	〃	〃
65歳～	大和市介護予防ポイント事業実施要綱	H25. 7	健康づくり推進課
65歳～	大和市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱	H29. 4	〃
65歳～	大和市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱	R 3. 4	〃
65歳～	大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則	H23. 4	〃
65歳～	大和市在宅医療・介護連携支援センター事業実施要領	H28. 4	人生100年推進課
65歳～	大和市認知症初期集中支援推進事業実施要領	H27. 5	人生100年推進課
65歳～	大和市認知症地域支援・ケア向上推進事業要領	H27. 11	〃
65歳～	大和市認知症相談・介護者交流会事業実施要領	H29. 4	〃
65歳～	介護者教室事業実施要領	H13. 4	〃
65歳～	大和市生活支援体制整備事業実施要綱	H29. 4	〃
40歳～	認知症高齢者グループホーム家賃等助成金の支給に関する要綱	H29. 8	介護保険課
	大和市認知症の人への支援に関する要綱	H19. 4	人生100年推進課
	〃	H29. 4	〃
	〃	R 5. 4	〃

介護保険

介護保険制度の目的

介護保険制度は、加齢に伴う疾病等により要介護状態となった者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険法に基づいて、必要な介護サービスに係る給付を行い、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした社会保険制度であり、平成 12 年 4 月から施行されている。

1. 被保険者

(1) 被保険者の資格

次のいずれかに該当する者が被保険者とされる。(第一号と第二号では、保険給付を受けられる条件や保険料の取扱いが異なる。)

◎第一号被保険者 大和市内に住所を有する 65 歳以上の者

◎第二号被保険者 大和市内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者

住所地特例者・・・介護保険施設等への入所により、住所を変更した場合は、変更前の住所地の市町村の被保険者となる。

(2) 第一号被保険者数

(各年度末現在)

	3	4	5
前期高齢者 (65～74 歳)	27,306	25,982	25,006
後期高齢者 (75 歳以上)	30,622	32,238	33,448
(再掲) 75 歳～85 歳	22,186	23,241	24,064
(再掲) 85 歳以上	8,436	8,997	9,384
(再掲) 住所地特例者	415	446	473
合 計	57,928	58,220	58,454

(給付係)

2. 保険料

第一号被保険者と第二号被保険者では、算定、徴収の方法が異なる。

(1) 第一号被保険者

ア. 算 定 所得段階に応じた定額保険料

基準額に 20 段階の標準割合を乗じて得た額

基準額は介護保険事業計画策定の際に見直し (3 年ごと)

令和 6 年度～令和 8 年度基準額 77,820 円 (第 6 段階の年額)

所得別保険料額（令和 6 年度）

	所得基準	標準割合	保険料額(年額)(円)
第 1 段階被保険者	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者	0.285 ※1	22,179 ※1
第 2 段階被保険者	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が 80 万円以下	0.285 ※1	22,179 ※1
第 3 段階被保険者	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	0.485 ※1	37,742 ※1
第 4 段階被保険者	市民税世帯課税・本人非課税者で課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が 120 万円超	0.685 ※1	53,306 ※1
第 5 段階被保険者	市民税世帯課税・本人非課税者で課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額の合計が 80 万円以下	0.9	70,038
第 6 段階被保険者	市民税世帯課税・本人非課税者で課税年金収入金額と合計所得から年金収入に係る所得を控除した金額が 80 万円超	1.0	77,820
第 7 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 125 万円未満	1.1	85,602
第 8 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 125 万円以上、210 万円未満	1.2	93,384
第 9 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 210 万円以上、320 万円未満	1.5	116,730
第 10 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 320 万円以上、420 万円未満	1.7	132,294
第 11 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 420 万円以上、520 万円未満	1.9	147,858
第 12 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 520 万円以上、620 万円未満	2.1	163,422
第 13 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 620 万円以上、720 万円未満	2.3	178,986
第 14 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 720 万円以上、800 万円未満	2.4	186,768
第 15 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 800 万円以上、1,000 万円未満	2.7	210,114
第 16 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 1,000 万円以上、1,500 万円未満	3.1	241,242
第 17 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 1,500 万円以上、2,000 万円未満	3.6	280,152
第 18 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 2,000 万円以上、2,500 万円未満	3.85	299,607
第 19 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 2,500 万円以上、3,500 万円未満	4.3	334,626
第 20 段階被保険者	市民税本人課税者で合計所得金額(※2)が 3,500 万円以上	5.2	404,664

※1 公費による軽減後の割合および保険料額（令和 6 年度）

※2 合計所得金額は、長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額（平成 30 年度～）

介護保険

段階別被保険者数

(令和6年3月31日現在)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階
被保険者数	1,983	7,116	4,432	3,808	7,479	7,554	7,671	7,865
割合 (%)	3.39	12.17	7.58	6.51	12.79	12.92	13.12	13.46

	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階	合計
被保険者数	4,726	2,390	1,630	545	315	377	292	271	58,454
割合 (%)	8.08	4.09	2.79	0.94	0.54	0.65	0.50	0.47	100.00

- イ. 徴収 老齢(退職)等年金の額が年額18万円以上の者は年金から天引き(特別徴収)
 平成18年度から、障害年金、遺族年金も特別徴収の対象
 無年金及び老齢(退職)等年金の額が年額18万円未満の者は納付書払い(普通徴収)

ウ. 減免制度

以下のような場合に、保険料の減免制度が適用される。

(ア) 財産を損失(震災・火災等の災害)した場合

損失の割合が7割以上であれば、10割を減免

〃 5～7割未満 〃 7割 〃

〃 3～5割未満 〃 5割 〃

(イ) 収入が著しく減った(入院・失業等)場合

収入が生活保護基準額未満 (減免後の保険料)17,704円

〃 生活保護基準額の120%未満 (減免後の保険料)35,408円

(ウ) 生活が著しく苦しい者の場合

対象は第1段階～第4段階 (減免後の保険料)17,704円

(エ) 東日本大震災により被災、避難した場合

帰還困難区域、居住制限区域等に住所を有していた者 10割

(オ) 新型コロナウイルス感染症の影響により死亡、重篤な傷病、収入減少等の場合の減免制度を新設

令和2年2月～令和6年3月までの期間限定、減免額は個別に計算。

減免制度適用件数

	3	4	5
財産損失	0	0	0
収入減少	0	1	0
生活困窮	32	30	20
被災者	4	3	3
コロナ	23	6	0

(保険管理係)

(2) 第二号被保険者

ア. 算定 加入している医療保険制度の保険料算定方法による。

(ア) 社会保険等加入者 標準報酬月額等 × 介護保険料率 (事業主が2分の1を負担)

(イ) 国民健康保険加入者 所得割 + 均等割 + 平等割 (保険料と同額の国庫負担あり)

イ. 徴収 医療保険の保険料と一括して徴収

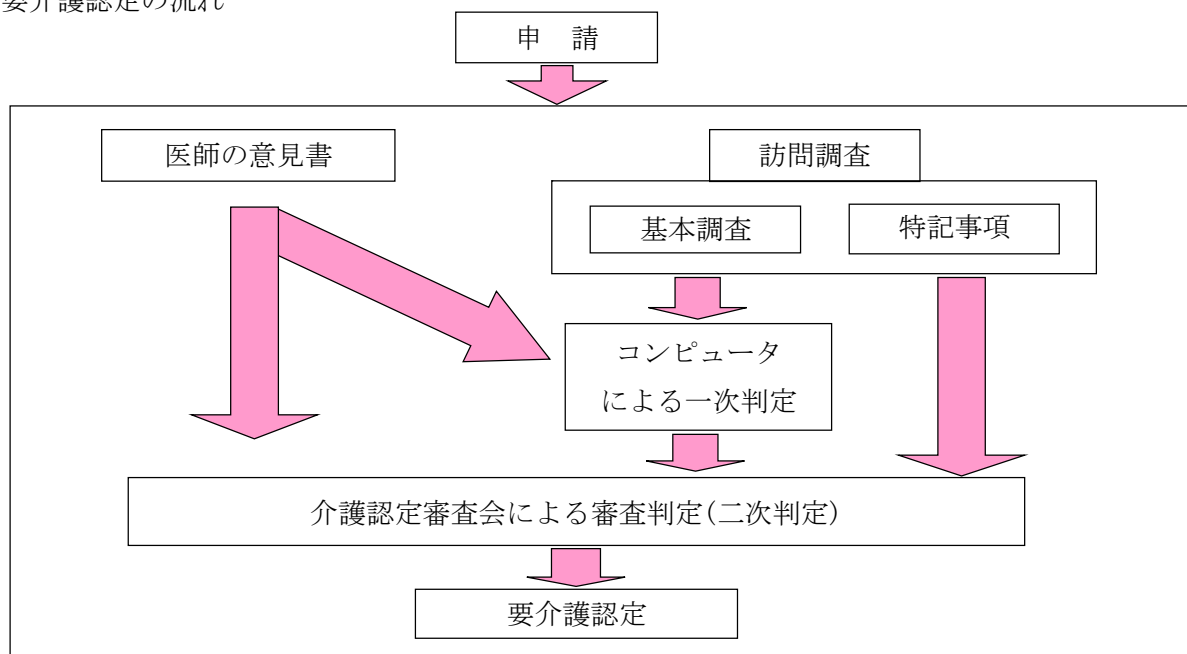
(各医療保険者・保険年金課)

3. 要介護認定

(1) 要介護認定とは

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）や家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援状態）となった場合に介護サービスを受けることができる。この要介護状態や要支援状態の程度（要介護 1～5、要支援 1・2 又は非該当）の判定を行うのが要介護認定である。判定は市に設置された介護認定審査会で行われる。

(2) 要介護認定の流れ



要介護度は、国の基準に基づき、訪問調査時に行う基本調査から算出される一次判定結果、及び調査票の特記事項と主治医の意見書による医学的見解を、保健・医療・福祉に関する専門家で構成される介護認定審査会で合議し判定（二次判定）される。

(3) 認定申請者数

			3	4	5
申請総件数			8,874	9,747	8,998
(内訳)	第一号被保険者	前期高齢者	1,319	1,352	1,207
		後期高齢者	7,264	8,075	7,493
	第二号被保険者		291	320	298

※前期高齢者……65歳～74歳、後期高齢者……75歳以上

(4) 調査実施件数

			3	4	5
総件数			7,617	8,911	8,596
(内訳)	事業者委託分		1,035	1,833	1,896
	市職員実施分		6,582	7,078	6,700

介護保険

(5) 審査判定状況（年間累計）

（令和6年3月31日現在）（単位：件）

			二次判定結果										
			非該当	要支援		要介護					合計	判定変更①	
				1	2	1	2	3	4	5		上方	下方
一次判定結果	非該当		86	123	3	8	0	0	0	0	220	134	－
	要支援	1	2	825	57	38	2	0	0	0	924	97	2
		2	0	10	1, 104	119	0	0	0	0	1, 233	119	10
	要介護	1	0	0	9	1, 610	157	0	0	0	1, 776	157	9
		2	0	0	0	2	1, 322	105	0	0	1, 429	105	2
		3	0	0	0	0	0	981	100	0	1, 081	100	0
		4	0	0	0	0	0	4	1, 007	84	1, 095	84	4
		5	0	0	0	0	0	0	5	805	810	－	5
	合計		88	958	1, 173	1, 777	1, 481	1, 090	1, 112	889	8, 568	796	32
	判定変更②		2	133	69	167	159	109	105	84	828		

※この他に認定取り消し審査7件あり（合計8,575件）

※判定変更① 一次判定の要介護度が二次判定で変更された件数。

※判定変更② 二次判定結果から見た一次判定から要介護度が変更されている件数。

※介護認定審査会において審査判定が行われた件数であるため要介護認定者数とは異なる。

判定変更状況

（単位：件）

ランク上	1ランク	745	ランク下	1ランク	32
	2ランク	41		2ランク	0
	3ランク	10		3ランク	0
	4ランク	0		4ランク	0
	5ランク	0		5ランク	0
	6ランク	0		6ランク	0
	7ランク	0		7ランク	0
計		796			32

※判定変更とは、一次判定結果を二次判定で変更することをいう。

更新認定状況（前回の介護度との比較）

（単位：件）

前回の介護度 更新認定後	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
前回よりランク上	195	120	368	202	143	110	—	1,138
前回と同ランク	210	275	460	340	214	240	181	1,920
前回よりランク下	15	102	178	204	176	211	104	990
合計	420	497	1,006	746	533	561	285	4,048

区分変更認定状況（前回の介護度との比較）

（単位：件）

前回の介護度 区分変更認定後	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
前 回 より ラ ン ク 上	248	306	437	368	181	33	—	1,573
前 回 と 同 ラ ン ク	10	22	24	22	12	7	1	98
前 回 より ラ ン ク 下	0	3	0	1	4	8	10	26
合 計	258	331	461	391	197	48	11	1,697

（認定係）

（6）要介護認定者数（年度末現在）

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
3	第一号被保険者	1,235	1,425	2,273	1,944	1,418	1,347	887	10,529
	65歳以上75歳未満	172	216	295	259	188	162	116	1,408
	75歳以上85歳未満	595	626	956	724	494	457	317	4,169
	85歳以上	468	583	1,022	961	736	728	454	4,952
	第二号被保険者	20	36	58	67	54	37	39	311
	総 数	1,255	1,461	2,331	2,011	1,472	1,384	926	10,840
	構 成 比	11.6%	13.5%	21.5%	18.5%	13.6%	12.8%	8.5%	100.0%

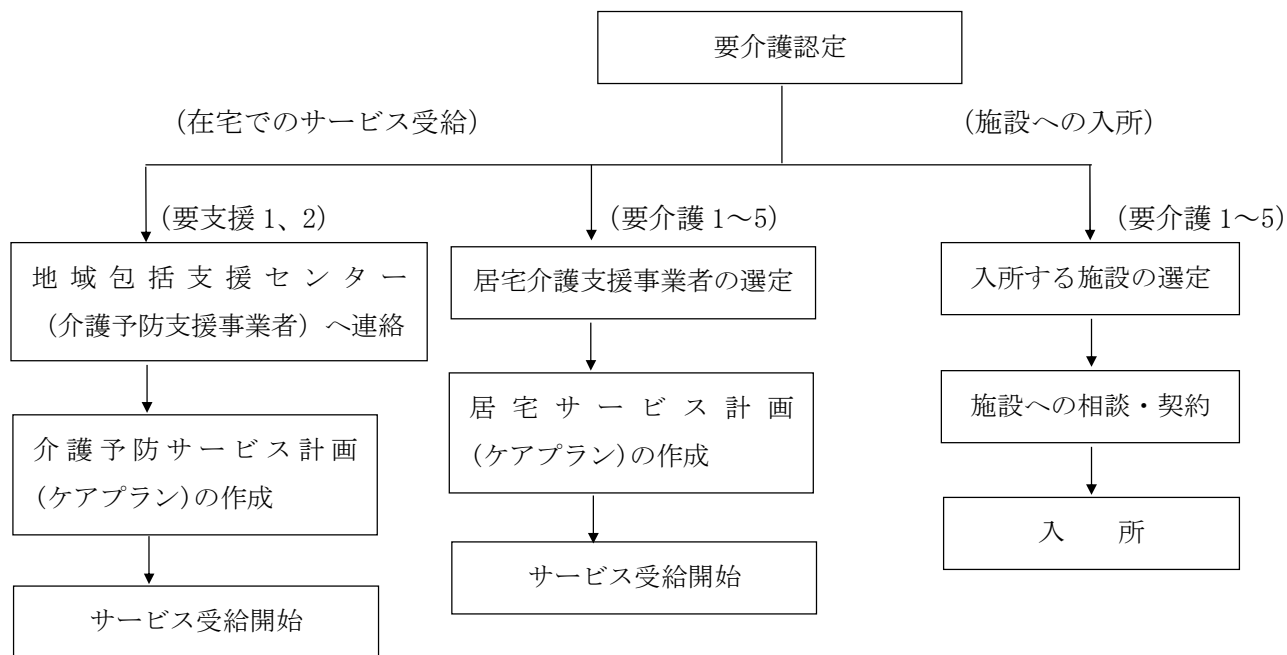
		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
4	第一号被保険者	1,201	1,461	2,355	1,993	1,478	1,383	937	10,808
	65歳以上75歳未満	154	191	290	219	176	161	103	1,294
	75歳以上85歳未満	576	662	977	767	514	456	337	4,289
	85歳以上	471	608	1,088	1,007	788	766	497	5,225
	第二号被保険者	31	32	63	67	41	41	44	319
	総 数	1,232	1,493	2,418	2,060	1,519	1,424	981	11,127
	構 成 比	11.1%	13.4%	21.7%	18.5%	13.7%	12.8%	8.8%	100.0%

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
5	第一号被保険者	1,268	1,623	2,456	2,073	1,506	1,413	910	11,249
	65歳以上75歳未満	173	192	276	221	145	155	103	1,265
	75歳以上85歳未満	624	747	1,027	801	545	465	336	4,545
	85歳以上	471	684	1,153	1,051	816	793	471	5,439
	第二号被保険者	30	35	52	68	37	43	41	306
	総 数	1,298	1,658	2,508	2,141	1,543	1,456	951	11,555
	構 成 比	11.2%	14.3%	21.7%	18.5%	13.4%	12.6%	8.2%	100.0%

（給付係）

4. 保険給付

(1) 認定からサービスの受給まで



(2) 給付対象サービスと利用実績

利用実績については、4月から翌年3月までに市に請求されたものについて集計した。

- ① 延べ利用者数は、各月の利用者の合計となっている。
- ② 区分の要介護は、要介護者を対象とした介護サービスの実績値
- ③ 区分の要支援は、要支援者を対象とした介護予防サービスの実績値

ア. 居宅サービス

(ア) 訪問介護

ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問し、食事、入浴、排泄など身体の介助や調理、洗濯、掃除など生活の援助を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	20,839	21,723	22,571
利用回数	要介護	276,751	292,167	312,847

(イ) (介護予防)訪問入浴介護

看護師と介護職員が訪問入浴車で利用者の自宅を訪問し、居室内に浴槽を持ち込み、入浴介助を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	1,886	1,961	2,016
	要支援	11	0	1
	計	1,897	1,961	2,017
利 用 回 数	要介護	9,513	9,310	9,620
	要支援	39	0	1
	計	9,552	9,310	9,621

(ロ) (介護予防)訪問看護

看護師等が利用者の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	14,282	15,289	16,871
	要支援	1,850	1,829	2,119
	計	16,132	17,118	18,990
利 用 回 数	要介護	78,888	83,579	92,844
	要支援	8,182	7,873	9,317
	計	87,070	91,452	102,161

(エ) (介護予防)訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問し、機能訓練を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	1,688	1,825	1,823
	要支援	180	181	223
	計	1,868	2,006	2,046
利 用 回 数	要介護	9,815	10,790	11,112
	要支援	872	847	1,086
	計	10,687	11,637	12,198

介護保険

(オ) (介護予防)居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が利用者の自宅を訪問し、療養上の管理及び専門的な指導や助言を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	47,647	53,031	58,654
	要支援	2,377	2,558	2,648
	計	50,024	55,589	61,302
利 用 回 数	要介護	99,958	110,597	126,358
	要支援	4,471	5,012	5,320
	計	104,429	115,609	131,678

(カ) 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンター（日帰り介護施設）で、食事、入浴、健康チェックなどの生活支援を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	22,213	24,782	26,377
利 用 回 数	要介護	209,270	232,314	246,576

(キ) (介護予防)通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院などで、理学療法、作業療法その他必要な機能訓練を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	6,434	6,645	7,416
	要支援	1,588	1,605	1,988
	計	8,022	8,250	9,404
利 用 回 数	要介護	47,534	47,413	53,989
	要支援	9,086	8,890	10,931
	計	56,620	56,303	64,920

(ク) (介護予防)短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などで、食事、入浴など日常生活上の介護を短期間行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	5,502	5,976	6,001
	要支援	66	45	97
	計	5,568	6,021	6,098
利 用 回 数	要介護	64,749	67,705	66,530
	要支援	304	194	571
	計	65,053	67,899	67,101

(ケ) (介護予防)短期入所療養介護 (ショートステイ)

保健・医療施設で日常生活上の介護、機能訓練、その他必要な医療を短期間行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	162	151	172
	要支援	0	0	3
	計	162	151	175
利 用 回 数	要介護	1,008	998	1,046
	要支援	0	0	12
	計	1,008	998	1,058

(コ) (介護予防)特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームで、食事、入浴、排泄などに係わる介護や機能訓練、療養上の世話を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	5,767	5,981	6,461
	要支援	461	498	512
	計	6,228	6,479	6,973

(ク) (介護予防)福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りる場合、レンタル費用の一部が支給される。

品目：車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ予防用具、体位変換器、手すり（工事不要のもの）、スロープ（工事不要のもの）、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	39,736	42,923	44,376
	要支援	8,620	8,695	9,188
	計	48,356	51,618	53,564

(ク) 特定（介護予防）福祉用具販売

指定を受けた事業所から福祉用具を購入する場合、購入費の一部が支給される。

（限度額あり）

品目：腰掛便座、入浴補助用具（いす等）、簡易浴槽、移動用リフトのつり具、自動排泄処理装置の交換可能部品

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	535	532	491
	要支援	102	117	126
	計	637	649	617

介護保険

(ス) (介護予防)住宅改修費支給

自立した生活が在宅で続けられるよう住宅を改修した場合、改修費用の一部が支給される。

(限度額あり)

対象となる改修工事：手すりの取り付け、段差の解消、
滑り防止・移動の円滑化のための床材変更、
引き戸等への扉の取り替え、洋式便器等への便器の取り替え

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	406	392	370
	要支援	171	216	186
	計	577	608	556

(セ) 居宅介護支援（介護予防支援）

介護保険の在宅サービスを適切に利用できるように、ケアプランの作成や、介護サービス事業者との連絡調整を行うなどのケアマネジメントサービスを行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	55,553	58,455	60,612
	要支援	10,603	10,835	11,718
	計	66,156	69,290	72,330

イ. 地域密着型サービス

(7) (介護予防)小規模多機能型居宅介護

通所によるサービスを主に、訪問・泊まりのサービスを組み合わせた多機能なサービスを行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	1,925	2,022	2,039
	要支援	205	254	268
	計	2,130	2,276	2,307

(イ) 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回や利用者の通報に応じて随時、訪問介護サービスを行う。

		3	4	5
延べ利用者数		0	0	6

(ウ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設（有料老人ホームなど）で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行う。

		3	4	5
延べ利用者数		0	0	0

(エ) (介護予防) 認知症対応型通所介護

認知症の人を対象としたデイサービスセンター（日帰り介護施設）で、家庭的な雰囲気の中に入浴、食事介助、リハビリテーション、レクリエーションなどのサービスを行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	763	795	846
	要支援	1	0	1
	計	764	795	847
利用回数	要介護	7,036	6,879	8,256
	要支援	2	0	1
	計	7,038	6,879	8,257

(オ) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した認知症の人を対象に、家庭的な雰囲気の中での共同生活の中で、日常生活の介護を行う。

		3	4	5
延べ利用者数	要介護	3,698	3,754	3,730
	要支援	20	33	37
	計	3,718	3,787	3,767

(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行う。

	3	4	5
延べ利用者数	345	346	339

(キ) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所、訪問、短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを行う。

	3	4	5
延べ利用者数	643	960	942

(ク) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行う。

	3	4	5
延べ利用者数	125	95	170

介護保険

(ケ) 地域密着型通所介護

定員が 18 人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを日帰りで行う。

	3	4	5
延べ利用者数	8,817	8,019	8,325
利 用 回 数	70,365	66,116	65,044

ウ. 施設サービス

(ア) 介護老人福祉施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護者（平成 27 年 4 月以降は、原則要介護 3 以上のみ）に対し提供されるサービス。日常生活に常時介護が必要で自宅での生活が困難な要介護者が入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活全般の介護や健康管理を行う。

	3	4	5
延べ利用者数	10,089	10,234	10,476

(イ) 介護老人保健施設サービス

介護老人保健施設（老人保健施設）に入所する要介護者に対し提供されるサービス。病状が安定期にあり、慢性期医療とリハビリによって家庭復帰を目指す要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話を行う。

	3	4	5
延べ利用者数	5,243	5,087	5,062

(ロ) 介護療養施設サービス

介護療養型医療施設に入院する要介護者に対し提供されるサービス。急性期の医療が済み長期療養する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療を行う。

	3	4	5
延べ利用者数	106	105	44

(エ) 介護医療院サービス

介護医療院に入所する要介護者に対し提供されるサービス。長期療養する要介護者に対し、医療のほか生活の場としての機能も備え、日常生活上の介護などを行う。

	3	4	5
延べ利用者数	317	361	377

(3) 支給限度額

保険が適用される居宅サービスについては、要介護状態区別に介護給付費支給の上限が定められており、サービスの種類によって単位（金額）で管理されている。

ア. 居宅サービス

（令和 6 年 4 月現在）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与の各サービス、及び短期入所サービスを受給する場合の限度額。提供する事業者の設備や職員体制、また利用者の要介護状態区分により各サービスの単位（金額）は異なる。1 か月を単位とした上限額（単位）で管理されている。

要介護度	支給限度	
	月額（円）	月単位数
要支援 1	50,320	5,032
要支援 2	105,310	10,531
要介護 1	167,650	16,765
要介護 2	197,050	19,705
要介護 3	270,480	27,048
要介護 4	309,380	30,938
要介護 5	362,170	36,217

※1 単位＝10.00 円と換算して記載。

実際の上限額は、サービスの種類ごとに定められている単位数に 10.00～11.40 円の地域単価を乗じて得た額となる。

イ. 福祉用具購入費

要介護状態区分にかかわらず年間 10 万円を限度額とする。

ウ. 住宅改修費

要介護状態区分にかかわらず 20 万円を限度額とする。

エ. 限度額を設けないサービス

(ア) (介護予防)居宅療養管理指導

要介護状態区分にかかわらず 1 か月ごとに定められた回数とする。

(イ) (介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、施設入所サービスは、種類と入所（居）者の要介護状態区分により支給額が決定される。

(4) 利用者負担額

ア. 介護（介護予防）サービス費

介護サービス費は単位制のため、金額はサービス別に定められた「単位」にサービス事業所の所在地ごとに定められた率を乗じて算出される。大和市内の事業所から受けたサービスの場合の費用は、サービスの種類により 10.00～11.40 円を乗じて得た額であり、所得区分に応じて、サービス費用のうちの 1 割から 3 割が利用者の負担となる。

イ. ケアプラン作成の居宅（介護予防）サービス計画費

全額が保険給付されるため、利用者の負担はない。

介護保険

ウ. 訪問、通所、短期入所サービスや施設を利用するサービス

介護サービス費の自己負担のほか、食費、滞在費、日用品費、理美容代等は自己負担となる。

エ. 施設への入所サービス

介護サービス費の自己負担のほか、食費、居住費、日用品費、理美容代等は自己負担となる。

オ. 特定入所者介護（介護予防）サービス費

低所得者への負担軽減を図るため、所得や資産の状況に応じ、食費、居住費（滞在費）の利用者負担限度額を設定し、基準費用額との差額を特定入所者介護（介護予防）サービス費として支給する。

※令和3年8月から利用者負担段階の区分・資産要件のほか、施設入所・短期入所の食費の利用者負担限度額が見直された。

低所得者の所得段階別負担限度額

（令和6年4月現在）（単位：円）

利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設	短期入所
第1段階 生活保護受給者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	820	490	490 (320)	0	300	300
第2段階 預貯金等の上限額：650万円 市民税世帯非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円以下の者	820	490	490 (320)	370	390	600
第3段階① 預貯金等の上限額：550万円 市民税世帯非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円超120万円以下の者	1,310	1,310	1,310 (820)	370	650	1,000
第3段階② 預貯金等の上限額：500万円 市民税世帯非課税で、合計所得金額と公的年金収入額の合計が120万円を超える者	1,310	1,310	1,310 (820)	370	1,360	1,300

※公的年金収入額には非課税年金（遺族年金、障害年金等）収入も含まれる。

※第2号被保険者の預貯金等の上限は1,000万円

※夫婦の場合は預貯金等の上限が+1,000万円

※従来型個室の（ ）内は介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した際の金額

特定入所者介護（介護予防）サービス費給付上限額（基準費用額）（令和6年4月現在）

利用者負担段階	居住費（滞在費）（円/日）	食費（円/日）
基準費用額	ユニット型個室	2,006
	ユニット型準個室	1,668
	従来型個室（特養・短期入所）	1,171
	従来型個室（老健・療養）	1,668
	多床室（特養・短期入所）	855
	多床室（老健・療養）	377
		1,445

※特定入所者介護（介護予防）サービス費支給額算定の考え方

$$\text{特定入所者介護（介護予防）サービス費} = \text{基準費用額} - \text{所得段階別負担限度額}$$

（施設の設定する食費・居住費（滞在費）の額が基準費用額を下回る場合は、施設の設定する額と負担限度額との差額を支給する。）

カ．高額介護（介護予防）サービス費

1 か月に受けたサービスの自己負担額が自己負担上限額を超えた場合に、超えた分を高額介護（介護予防）サービス費として支給する。

（単位：円）

		自己負担上限額 (1月当たりの合計)
生活保護受給者		15,000（個人）
利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000（世帯）
市民税非課税世帯	本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人又は老齢福祉年金の受給者	15,000（個人）
	世帯員全員が市民税非課税	24,600（世帯）
市民税課税世帯で世帯の中で最も所得が高い第1号被保険者（65歳以上の方）の課税所得が	380万円未満に相当する方がいる世帯	44,400（世帯）
	380万円以上690万円未満に相当する方がいる世帯	93,000（世帯）
	690万円以上に相当する方がいる世帯	140,100（世帯）

※令和3年8月から現役並み所得の区分が細分化され、上限額が一部見直されています。

キ．その他

(ア) 災害時の利用者負担軽減

	3	4	5
件数	3	3	3

(イ) 特別養護老人ホーム旧措置入所者の激変緩和措置

	3	4	5
件数	1	1	0

（給付係）

介護保険

(5) 介護保険サービス事業所数 (カッコ内は、介護予防事業所数)

(年度末現在)

サービス種類	3	4	5	備 考
居宅介護支援	50	52	53	
介護予防支援	9	9	9	
訪問介護	48	49	52	
(介護予防) 訪問看護	72(72)	74(74)	79(79)	みなし指定事業者を含む
(介護予防) 訪問リハビリテーション	25(25)	25(25)	24(24)	みなし指定事業者を含む
(介護予防) 訪問入浴	5(5)	5(5)	6(6)	
通所介護	35	40	40	
(介護予防) 通所リハビリテーション	9(9)	10(10)	11(11)	みなし指定事業者を含む
(介護予防) 短期入所生活介護	18(18)	18(18)	18(18)	
(介護予防) 短期入所療養介護	5(5)	5(5)	5(5)	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	20(17)	20(17)	20(17)	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	3(3)	4(4)	4(4)	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	8(7)	8(7)	8(8)	
夜間対応型訪問介護	0	0	1	
看護小規模多機能型居宅介護	3	3	3	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	3	
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	1	
(介護予防) 特定施設入所者生活介護	10(10)	10(10)	10(10)	養護老人ホームを除く
(介護予防) 特定福祉用具販売	9(9)	10(10)	10(10)	
(介護予防) 福祉用具貸与	10(10)	11(11)	11(11)	
地域密着型通所介護	31	27	28	
介護老人福祉施設	10	10	10	
介護老人保健施設	5	5	5	
介護医療院・介護療養型医療施設	0	0	0	

※参考 介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所数

訪問型サービス

(年度末現在)

	3	4	5	備 考
介護予防訪問型サービス	38	37	39	
訪問型サービスA (基準緩和)	5	5	5	

通所型サービス

	3	4	5	備 考
介護予防通所型サービス	58	59	59	

(事業者指導係)

(6) 保険給付費の状況

4月審査分から翌年3月審査分までを1年とする会計年度ごとの状況 (単位:円)

	3	4	5
居宅介護サービス費	7,046,524,722	7,539,948,665	8,198,386,903
地域密着型サービス費	2,263,708,618	2,393,114,190	2,440,373,466
施設介護サービス費	4,450,913,427	4,455,134,185	4,576,830,453
福祉用具購入費	15,620,250	16,272,171	16,464,362
住宅改修費	48,702,508	49,374,697	45,763,929
サービス計画給付費	901,755,649	952,976,082	989,667,880
審査支払手数料	13,389,024	13,199,237	14,112,270
高額サービス等諸費	485,247,111	485,148,643	516,260,024
特定入所者介護サービス等諸費	281,265,174	239,940,030	230,665,462
被災利用者負担支援経費	411,772	328,686	540,363
保険給付費合計	15,507,538,255	16,145,436,586	17,029,065,112

(給付係)

5. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

市の実情に合わせた高齢者福祉サービスを計画的に展開するため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定している。

(1) 計画の期間 1期 3年

(2) 大和市長高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会

ア. 委員の構成 保健医療に関する団体等の者(3人)、社会福祉事業に従事する者(2人)、関係行政機関の職員(1人)、学識経験者(1人)、被保険者(一般公募2人)、その他市長が必要と認めた者(5人) 計14人

イ. 審議会の開催 令和5年度 開催数5回

(人生100年推進課・介護保険課)

6. 介護サービスの質の向上

介護保険制度を円滑に運営していくためには、介護サービスの量の確保と同時に介護サービスの質を向上させることが大切であり、そのための施策の展開を積極的に進めている。

(1) 介護サービス事業所の指導

市が指定する地域密着型サービス事業所及び介護予防支援事業所に対して、集団指導、運営指導を行っている。

運営指導件数

	3	4	5
事業所数	22	45	65

また、事業所に対する利用者やその家族などからの苦情や相談を受け付け、聞き取りなどの調査を行い、必要に応じて事業所に改善を求めるなど、問題の解決に努めている。

介護保険

(2) 介護サービス相談員派遣事業

平成 13 年度から、介護サービス相談員を市内の介護保険施設等に派遣。利用者とのコミュニケーションの中で疑問や不満を聞き出し、それらが苦情に至る前に改善できるよう、相談結果を毎月事業者には報告している。

介護サービス相談員数及び派遣事業所数

	3	4	5
介護サービス相談員数	7	6	6
派遣事業所数	0	0	0

※介護サービス相談員数は、各年度末現在の人数

※令和 3 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で派遣事業を控えているため減少している。

(3) 介護保険サービス審議会の開催

平成 18 年度から制度化された地域密着型サービス事業者の選定や条例制定等に関する事項についての審議を行っている。

ア. 委員の構成 人権擁護に関する学識経験者、介護施設事業者、要介護認定審査員（2 人）、居宅介護支援事業者（2 人）、被保険者（一般公募 3 人） 計 9 人以内

イ. 審議会の開催 令和 3 年度 会議数 0 回
令和 4 年度 会議数 1 回
令和 5 年度 会議数 1 回

(4) サービス連絡会への参加及び大和市ケアマネジャー連絡会議の開催

サービスによっては、各事業所が連絡会を設けており、市がオブザーバーで参加している。

また、介護支援専門員の活動に役立ててもらうため、介護保険制度の改正や市が取り組んでいる事等について、年 3 回程度情報提供している。

（事業者指導係）

7. 介護人材の確保

(1) 訪問型サービス A ヘルパー養成研修

比較的軽い介護を必要とする人に調理や洗濯などの生活援助を行うヘルパーを養成する。

日程：2 日間

内容：介護保険制度、訪問型サービス A の基本理解、ヘルパーとしての職業倫理など

費用：無料

研修実施回数及び修了者数

	3	4	5
回数	3	4	4
修了者数	26	29	19

（事業者指導係）

8. 地域包括支援センター

高齢の方の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、健康医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置。保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が相談を受け、総合相談、介護予防ケアプラン作成、権利擁護、高齢者虐待防止の業務を実施。

市内 9 箇所 下鶴間つきみ野、中央林間、南林間、鶴間、深見大和、上草柳・中央、福田北、福田南、桜丘・和田

地域包括支援センター実績

	3	4	5
延べ電話・来所件数	81,973	83,319	74,424
延べ訪問件数	15,221	14,955	14,903
延べ利用者基本情報作成件数	1,421	1,725	1,582
延べ介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント (A・B) のケアプラン作成件数	19,972	20,468	21,860

地域包括支援センター地域ケア会議実績

	3	4	5
地域ケア会議実施地域包括支援センター数	9	9	9
地域包括支援センター地域ケア会議開催回数	52	60	56

(いきいき推進係)

9. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる 65 歳以上の者を対象として、要介護状態となることを予防することで、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的として実施。

要支援・要介護等の認定を受けていない 65 歳以上の市民の方に基本チェックリストを含む介護予防アンケートを実施（2～3 年毎に実施予定※1）し、要介護状態等となるおそれの高い総合事業対象者を把握するとともに、把握した総合事業対象者に対して介護予防講座等への受講勧奨を行う。

	3	4	5
基本チェックリスト回答者数	954	34,498	947
総合事業対象者数	547	464	458

(健康づくり推進課・人生 100 年推進課)

※1 令和 4 年度に実施

介護保険

ア. 通所型サービス

(ア) 介護予防通所型サービス事業

	3	4	5
延べ利用者数	8,933	9,628	10,602
利用回数	51,610	53,405	59,010

(介護保険課給付係)

(イ) 通所型サービス C 事業

運動機能向上講習

	3	4	5
実施クール	18	15	13
実数 (人)	129	127	123
延べ数 (人)	1,498	1,525	1,443

口腔ケア講習

	3	4	5
実施クール	4	2	2
実数 (人)	30	20	21
延べ数 (人)	356	241	242

心身機能向上講習

	3	4	5
実施クール	21	14	18
実数 (人)	153	99	132
延べ数 (人)	1,734	1,130	1,656

(人生 100 年推進課いきいき推進係)

イ. 訪問型サービス

(ア) 介護予防訪問型サービス事業

訪問型サービス

	3	4	5
延べ利用者数	5,096	5,238	5,217
利用回数	29,273	28,913	28,922

訪問型サービス A

	3	4	5
延べ利用者数	516	102	81
利用回数	2,784	586	475

(介護保険課給付係)

(イ) 訪問型サービス C 事業

a 訪問型サービス C 事業の訪問数

(保健師・理学療法士・歯科衛生士・
管理栄養士の訪問)

	3	4	5
実数 (人)	286	196	214
延べ数 (人)	724	425	417

b 訪問型サービスC事業以外の訪問数
 (保健師の訪問)

	3	4	5
実数 (人)	212	168	121
延べ数 (人)	632	480	204

(人生 100 年推進課いきいき推進係)

(ウ) 介護予防ケアマネジメント事業

介護保険の在宅サービスを適切に利用できるように、ケアプランの作成や、介護サービス事業者との連絡調整を行うなどのケアマネジメントサービスを行う。

		3	4	5
延べ利用者数	ケアマネジメント A	8,432	8,854	9,200
	ケアマネジメント B	671	509	593
	計	9,103	9,363	9,793

(介護保険課給付係、人生 100 年推進課いきいき推進係)

(2) 一般介護予防事業

ア. 介護予防サポーター養成事業

介護予防と認知症に関する普及啓発及び地域における自発的な介護予防に資する活動の支援を目的として、市内 9 か所 (平成 25 年度までは 7 か所) の地域包括支援センターにおいて 6 日間のプログラムである「介護予防サポーター講座」を開催する。その後、養成された介護予防サポーターと地域包括支援センターが自主活動を行う。

	3	4	5
介護予防サポーター講座受講・実人数	72	90	102
延べ人数	324	384	504
6 日間受講した修了証交付者数	40	41	64
地域包括支援センター・自主活動回数	149	274	316

(健康施策・歩こう係)

イ. 一般介護予防普及啓発事業

地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢の方が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施する地域社会の構築を目的として、公園に設置した健康遊具を活用した健康遊具体験会や介護予防セミナーなどにより、健康教育、健康相談等、介護予防を普及・啓発する。

介護保険

(ア) 健康教育（介護予防普及啓発事業）

		3	4	5
健康遊具体験会	回数	42	47	52
	延人数	476	527	597
介護予防セミナー (公共施設等)	回数	23	43	45
	延人数	295	584	731
介護予防運動セミナー (市内スポーツクラブ等)	回数	34	62	64
	延人数	206	480	456
認知症講演会	回数	0	1	1
	延人数	0	602	412
コグニサイズ セミナー	回数	14	13	7
	延人数	128	162	129

(健康づくり推進課健康施策・歩こう係、地域保健活動係、
人生 100 年推進課認知症施策推進係)

(イ) 健康相談・介護相談（面接・電話等）

	3	4	5
延べ人数	3, 025	3, 235	1, 888

(人生 100 年推進課)

ウ. タブレットを活用した認知機能検査 (脳とからだの健康チェック)

	3	4	5
回数	64	75	61
延べ人数	162	152	131

(認知症施策推進係)

エ. 認知症予防コグニサイズ事業

	3	4	5
教室数	0	1	2
延べ人数	0	111	554

※令和 3 年度は感染拡大の影響で事業中止

(認知症施策推進係)

オ. コグニバイク事業

	3	4	5
延べ人数	28	116	338

(認知症施策推進係)

カ. 介護予防ポイント事業

介護保険第 1 号被保険者が、介護保険施設などにおけるお手伝いなどの介護予防ポイント活動を通じて、生きがいつくりや社会参加を促進すること、さらには活動を通じて介護予防に取り組むことを目的に実施。

	3	4	5
延べ人数	208	202	193

(健康施策・歩こう係)

キ. 地域リハビリテーション活動支援事業

(病院委託分)

医療機関に委託し、介護予防を目的に自主活動を行っている団体に、リハビリテーション専門職（理学療法士等）を派遣して、適切な運動内容や運動についての助言などを行い、住民運営の通いの場を充実させることを目的に実施。

	3	4	5
派遣回数	22	65	76
延べ人数	326	1,000	1,317

(健康施策・歩こう係)

ク. 地域リハビリテーション活動支援事業

(大和市社会福祉協議会委託分)

社会福祉協議会に委託して実施しているひまわりサロンに看護師等を派遣し、適切な運動方法及び高齢の方の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等、介護予防の推進を総合的に支援することを目的に実施。

	3	4	5
派遣回数	220	317	316
延べ人数	2,274	3,657	3,591

(健康施策・歩こう係)

ケ. 介護予防把握事業

高齢の方の介護予防や日常生活支援について必要とされるサービスやニーズを把握するため、要支援・要介護等の認定を受けていない65歳以上の市民の方に基本チェックリストを含む介護予防アンケートを実施。

(2～3 年毎に実施予定)

※令和 5 年度は、令和 4 年度の介護予防アンケート未回答者の一部を対象にアンケートを実施。

	3	4	5
対象者数(人)	1,434	45,444	1,768
回答者数(人)	220	34,020	406
回答率(%)	15.3	74.9	23.0

(健康施策・歩こう係)

10. 在宅医療・介護連携支援事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢の方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を進めていく。平成28年4月より在宅医療・介護連携支援センターを設置し、事業の推進をしている。

(単位：回)

	3	4	5
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対策の検討に係る会議	17	14	16
医療・介護関係者の研修事業	10	15	13
地域住民への普及啓発事業	1	2	2
在宅医療・介護連携に関する相談（延件数）	102	132	112

(いきいき推進係)

11. 認知症総合支援事業

(1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施することにより、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるための支援体制を構築する。

チーム員は認知症サポート医、保健師等の専門職で構成し、地域包括支援センター、神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター、医療機関等の関係機関と連携を図りながら事業を実施する。

	3	4	5
認知症初期集中支援チーム検討委員会	3	3	3
認知症初期集中支援チーム員会議	10	7	7
チーム員会議での検討件数（実数）	15	10	10

(認知症施策推進係)

(2) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症コンシェルジュ（認知症地域支援推進員）を配置し、認知症カフェ、認知症多職種協働研修等認知症施策の推進を図る。

	3	4	5
認知症カフェ	3	6	6
認知症カフェ参加者数	33	64	58
認知症カフェ運営補助事業申請団体数	2	2	3
認知症多職種協働研修開催数	1	3	2
認知症多職種協働研修参加者数	50	152	103

(認知症施策推進係)

12. 公認心理師による認知症相談・介護者交流会事業

認知症の人を介護している介護者の悩みを軽減するため、公認心理師の視点で個別に相談に応じる他、介護している人同士が気軽に語り合う交流会を開催している。

	3		4		5	
	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数
個別相談	10	25	11	20	9	16
介護者交流会	5	28	4	32	6	39

(認知症施策推進係)

13. 介護者教室事業

在宅において寝たきり、又は認知症のある要介護者等を介護する家族等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等について知識及び技術の習得を目的として実施した。この事業は、市内の地域包括支援センター（9 か所）と在宅介護支援センター（1 か所）を設置する社会福祉法人に委託している。

	3	4	5
回数	42	42	44
延べ人数	※ 342	464	582

※感染拡大の影響で人数を制限して実施

(いきいき推進係)

14. 生活支援体制整備事業

誰もが住み慣れた地域に住み続けることができるように、高齢者福祉に関わる活動をする人が情報や意見の交換などを行う「協議体」の設置及び支援を必要とする人と支援の橋渡し、新たなサービスの創出や支援者を発掘する「支え合い推進員（コーディネーター）」の配置について、各地域への整備支援を行う。

平成 27 年 7 月に市内で活動する各団体を委員として「大和市高齢者生活支援サービス構築研究会」を立ち上げ、大和市における生活支援体制整備の基本方針をまとめ、平成 28 年 1 月以降、研究会の基本方針に基づき地域の組織に対して制度説明会を開催し、各地域（第 2 層）の協議体の設置に向けた取り組みを実施した。

その後、平成 29 年 7 月に研究会を市全体の生活支援体制整備の情報の共有及び連携の強化の場として「大和市生活支援・介護予防サービス第 1 層協議体」に移行した。

	3	4	5
第 2 層協議体の設置数	5	6	6

(長寿福祉係)

15. 認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業

認知症高齢者グループホームの入居者のうち、一定の基準を満たす低所得の人を対象に家賃や食費、光熱水費の一部（1 か月あたり 30,000 円を上限）を助成する。（平成 29 年 8 月開始）

	3	4	5
助成人数	2	3	4

(給付係)

16. 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民展開する。

	3	4	5
実施回数	38	37	58
認知症サポーター数	2,437	1,542	2,915

(認知症施策推進係)

17. 認知症サポーター育成ステップアップ講座

認知症サポーターを対象とした講座で、認知症の人や家族の気持ち、症状等への理解をさらに深め、地域での自主的な活動につなげることを目的にした講座を開催する。

	3	4	5
講座受講・実人数	0	27	94
3日間受講した終了証交付者数	0	—	—

※令和3年度は感染拡大の影響で事業中止

※令和4年からは感染症対策を踏まえ、講座の開催形態を従来の3日間から、1日での開催に変更した。

(認知症施策推進係)

18. 認知症サポーター活動促進・地域づくり支援事業（チームオレンジ）

認知症の人が地域で望む暮らしを実現するため、認知症の人と認知症サポーターと一緒に活動する「チームオレンジ」の取組を地域包括支援センターで展開する。

	5
チーム数	14

(認知症施策推進係)